

ID: 1697

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	買受計画の認定
法令名称 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第109条第1項
法令番号	平成14年法律第78号
【根拠条文】 (買受計画の認定) 第109条 マンション敷地売却決議が予定されている特定要除却認定マンションについて、マンション敷地売却決議があった場合にこれを買受けようとする者は、当該特定要除却認定マンションごとに、国土交通省令で定めるところにより、マンション敷地売却決議がされた特定要除却認定マンション(以下「決議特定要除却認定マンション」という。)の買受け及び除却並びに代替建築物の提供等(決議特定要除却認定マンションに代わるべき建築物又はその部分の提供又はあっせんをいう。以下同じ。)に関する計画(以下「買受計画」という。)を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができる。 2 買受計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 決議特定要除却認定マンションを買受け受けた日から決議特定要除却認定マンションを除却する日までの間における当該決議特定要除却認定マンションの管理に関する事項 (2) 決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却の予定時期 (3) 決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画 (4) 代替建築物の提供等に関する計画(次条第3号において「代替建築物提供等計画」という。) (5) 決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地の利用に関する事項 (6) その他国土交通省令で定める事項 【基準】 根拠条文及び法第110条の規定による。 (買受計画の認定基準) 第110条 都道府県知事等は、前条第1項の認定の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 決議特定要除却認定マンションを買受け受けた日から決議特定要除却認定マンションが除却される日までの間に、当該決議特定要除却認定マンションについて新たな権利が設定されないことが確実であること。 (2) 決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画が当該買受け及び除却を遂行するため適切なものであり、当該決議特定要除却認定マンションが買受けられ、かつ、除却されることが確実であること。 (3) 代替建築物提供等計画が当該決議特定要除却認定マンションの区分所有者又は借家権者の要請に係る代替建築物の提供等を確実に遂行するため適切なものであること。	
標準処理期間	60日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日